

大田市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は「大田市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を令和7年度～8年度で策定するため、計画策定支援に関する業務について、プロポーザル方式により委託先を決定するために必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 大田市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務
- (2) 業 務 内 容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
ただし、業務内容のうち令和8年度に予定している業務については、今年度選定した業者を契約協議の第1候補者とする。
※令和8年度において予算が成立しない場合はこの限りではない。
- (4) 見積限度額 3,463,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. スケジュール

実施内容	実施期日
募集要項等の公表・参加申込み受付開始	令和7年7月11日(金)
参加申込書・質問書の受付期間	令和7年7月18日(金)17時必着
質問書の回答	令和7年7月25日(金)
参加資格審査結果通知	令和7年7月30日(水)
企画提案書の提出期限	令和7年8月6日(水)17時必着
第1次審査結果の通知	令和7年8月8日(金)
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和7年8月18日(月)
第2次審査結果の通知	令和7年8月22日(金)

4. 実施形式

公募型のプロポーザル方式により、提案内容、提案価格等の評価基準を元に総合的に評価・審査し最優秀提案者を選定する。

5. 参加資格

- (1) 本業務に対応が可能な法人であること。
- (2) 大田市建設工事等競争入札参加資格者名簿〔物品・役務〕に登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 応募書類の提出時において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 大田市における市税等の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する

暴力団でないこと、また、暴力団員の利益につながる活動を行う者、または、これらと密接な関係を有する者でないこと。

6. 情報公開及び情報の提供

大田市情報公開条例の規定に基づく非開示情報を除き公開対象とする。

7. 参加意思確認方法

(1) 参加意思表示方法

プロポーザル参加申込書（様式 1）を以下により提出（持参または郵送）すること。

- ① 提出部数 1 部
- ② 提出期限 令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時まで（必着）
- ③ 添付資料 プロポーザル参加申込書に次の関係書類を添付すること。
 - 事業者（法人等）の概要がわかる資料（様式は任意）
 - 大田市税等収納状況確認承諾書（様式 2）

(2) 提 出 先 大田市役所 健康福祉部 介護保険課

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和 7 年 7 月 11 日（金）から 7 月 18 日（金） 17 時必着

(2) 提出方法 質問書（様式 5）に質問内容を簡素にまとめ、FAX または電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、メール送信後、確認のため提出先に電話連絡すること。

(3) 回 答 随時、質問者に対し回答する。

(4) 提 出 先 大田市役所 健康福祉部 介護保険課

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和 7 年 8 月 6 日（水） 17 時必着

(2) 提出書類 企画提案書（任意様式）及び各年度見積書（任意様式）を各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(3) 提出方法 下記提出先まで持参または郵送で提出（土・日・祝日及び平日の 17 時以降の持参は不可）

(4) 提 出 先 大田市役所 健康福祉部 介護保険課

10. 企画提案書作成上の留意事項

(1) 企画提案書は A4 用紙で、様式は任意とする。図面等で A3 用紙を利用する場合は、提案書に綴じこむこと。

(2) 表紙には社名（称号または名称）及び代表者名を記載すること。

(3) 目次を作成すること。

(4) 専門用語で一般的に知られていない用語については説明を添えること。

(5) 日本語で表記すること。

(6) 通し番号（表紙および目次を除く）を付すこと。

(7) 縦置き、横書き（左綴じ）（ファイル等への綴じ込みは不要）

1 1. 審査方法

大田市職員で組織する審査委員会により審査を行い、受注候補者を決定する。

(1) 第1次審査

提案事業者が6社以上の場合、企画提案書等により第1次審査を行い、上位5社を選定する。この場合、第1次審査の結果は、すべての提案事業者に通知する。

(2) 第2次審査

提案事業者（または第1次審査で選定された事業者）のプレゼンテーションによる審査を次のとおり実施する。

また、審査員の総合計点数が60%以上でなければ、受託候補者と認めないものとする。

① 期 日 令和7年8月18日(月) ※詳細な時間は別途通知

② 場 所 大田市役所 ※場所の詳細は別途通知

- ③ 審査概要 プレゼンテーションは提出した企画提案書に基づき、主に策定支援業務のサポート面を説明すること。
- 時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。
 - プレゼンテーションは原則として本委託業務を主に担当する者が行うこと。
 - 説明用にパワーポイント等のプレゼンテーション用ソフトの使用は可とする。なお、プロジェクター、スクリーンは介護保険課で用意するが、その他必要な機材は提案事業者が持参し、操作を行うこと。
 - プレゼンテーション及びヒヤリング内容は録音することがある。
 - 公平性の確保のため、プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査項目及び配点

審査項目	審査のポイント	配点
企画提案	●本業務に関する知識、経験の有無や取り組み意欲 ●本市の状況に対する理解度、提案内容への反映の状況 ●仕様書との整合性、実現性及び独創性の状況 ●基礎資料の収集・分析の程度や、その反映の状況 ●作業スケジュールの妥当性	25点
業務体制	●本業務遂行のための人員の配置予定 ●担当者の能力及び経験等の状況	10点
業務実績	●類似業務の実績の状況	10点
見積額	●見積額、その積算内訳の妥当性	5点
合 計		50点

(4) 審査結果

審査の結果については、令和7年8月22日(金)に第2次審査に参加した全ての事業者文書に文書で通知する。また、大田市ホームページで公表する。

(5) その他

審査の経緯に関する質問には応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けないものとする。

1 2. 契約の締結

(1) 辞退等

辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者を受注候補者とし契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、受注候補者と大田市の間で提案内容等を確認する場を設け、実施内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

(3) 仕 様

契約内容となる仕様については、前記 2 (2) の内容をもとに、受注候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

1 3. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積金額が大田市の見積限度額を超えている場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他、失格にあたる事由があると認めた場合

1 4. その他留意事項

- (1) 本事業の企画提案に参考となる図書（大田市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画等）、または、本プロポーザルに関する資料（様式等）は、大田市ホームページを閲覧すること。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の企画提案書等の修正は提出期限内においてのみ可能とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- (8) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には大田市ホームページで告知する。
- (9) 提出書類作成のため大田市より受領した資料は、大田市の許可なく公表、使用できない。

1 5. 書類提出先・問い合わせ先

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111

大田市 健康福祉部 介護保険課（電話：0854-83-8197・FAX：0854-84-9204）

E-mail：o-kaigohoken@city.oda.lg.jp